

まちの元気と笑顔を発信

お知らせ版

おんが

広報

ONGA TOWN Public Relations

2012
3.25
No.1007

元気に帰ってきてね。

2月26日、河川の環境保全に取り組んでもらおうと、遠賀町青少年育成町民会議が主催して「サケの放流会」が開催されました。西川河川敷では各家庭で卵からふ化させ育てたサケの稚魚約5000匹が放流されました。子どもたちは、川の中に放たれたサケの稚魚が勢いよく泳ぎ出すと、手を振りながら「元気に帰ってきてね」と声をかけていました。

特定健診 Q & A

Q1. 特定健診って何ですか？

A. 各医療保険者が実施する40歳から74歳までの人を対象とした健診で、メタボリックシンドロームや生活習慣病の発見と予防・改善を目的としています。健診の内容は、問診、身体計測、血圧測定、検尿、採血、診察などです。

Q2. 去年受けたから今年は受けなくていいですか？

A. 生活習慣病は自覚症状がないまま進みます。去年の結果に問題がなくても、生活習慣病の危険度が高くなっているかもしれません。年に1度の受診で、身体の変化を確認することが大切です。

Q3. 通院中なので受けなくてもいいですか？

A. 通院中の人も特定健診の対象です。特定健診は病気にならないために、いち早く異常を発見することを主な目的としています。血糖値や脂質、腎機能などの検査を定期的に行っていない場合は、ぜひ受診してください。

Q4. 仕事が忙しくて時間がとれないんだけど…

A. 健診に費やす時間は、病気治療に費やす時間に比べたらほんのわずかです。忙しい人ほど生活習慣病になりやすい傾向があるので、元気に働き続けるためにも健診が必要です。ぜひ、時間をつくって受診してください。

受けないなんてもったいない 特定健康診査



Q5. 日程が合わなくて受診できません

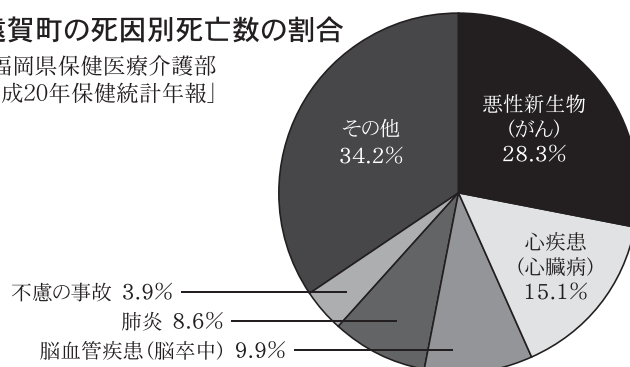
A. 健診の日程が合わない場合は、医療機関で受診できます。各自で都合のよい日を選べる個別健診がありますので、ぜひ利用してください。個別健診を受ける場合は、事前に健康対策係へご連絡ください。

Q6. がん検診を受けているから大丈夫だよね？

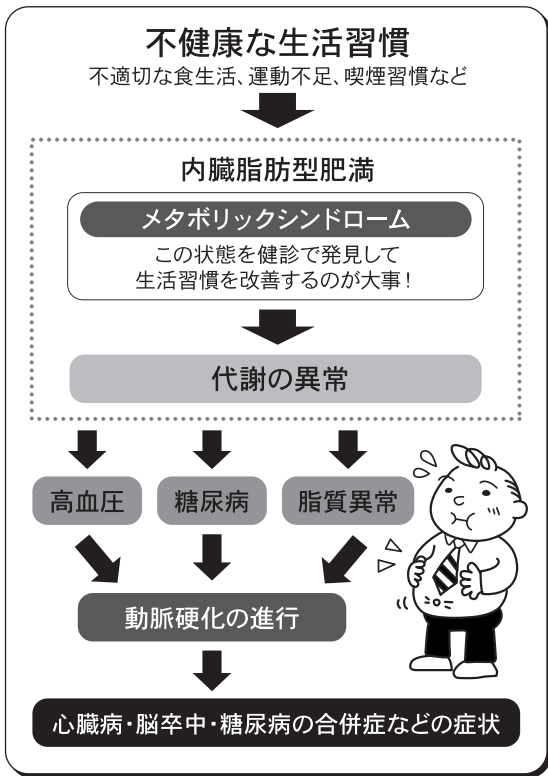
A. 死因のトップ3にも入っている心臓病や脳血管疾患は、自覚症状がないまま生活習慣病が悪化し、血管が傷んだ結果起こります。特定健診を受け、早めに血管の状態を知り、予防することが大切です。

遠賀町の死因別死亡数の割合

「福岡県保健医療介護部
平成20年保健統計年報」



受けないなんてもったいない! 特定健康診査



受診しよう! 特定健康診査

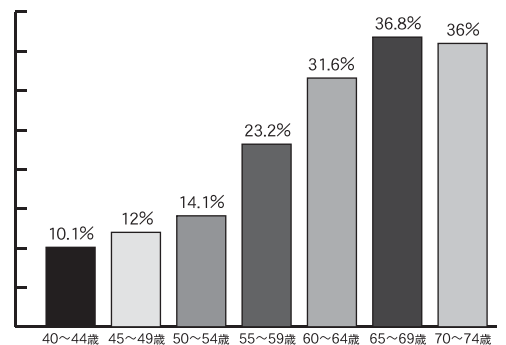
特定健康診査は、各医療保険者が実施する40〜74歳までの人を対象とした健診で、メタボリックシンドローム(メタボ)や生活習慣病の発見と予防・改善を目的に実施しています。

メタボとは、過剰な内臓脂肪が原因で、高血圧・糖尿病・脂質異常症などの生活習慣病にかかりやすくなっている状態です。放置すれば脳梗塞などの深刻な病気へと進行しますが、内臓脂肪は燃焼されやすい性質を持っているので、早めに生活習慣の改善に取り組めば、必ず変化は現れます。

しかし、遠賀町国民健康保険加入者の特定健診受診率は30%

程度で、年齢層別のグラフで見ると、40〜50歳代の若い世代ほど受診率が低くなっています。年に1度、大切な自分の身体をチェックができるチャンスです。このチャンスを見逃さず、受けられる健診は、ぜひ受けましょう。

年齢層別の受診率(平成22年)

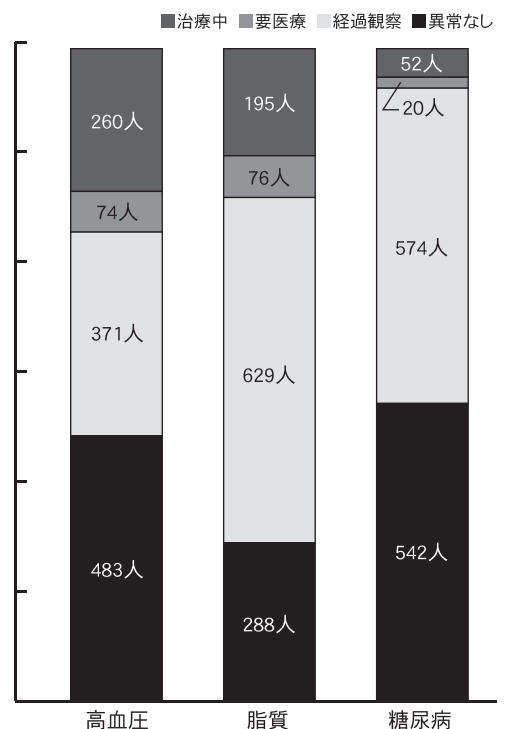


右のグラフは平成23年度の特
定健診の診断結果をまとめたも
のです。経過観察とは生活習慣
病の予備群の人といえます。

また、要医療とは数値が高く
医療機関を受診する必要がある
人たちです。診察の結果、治療
の開始や医師の管理のもとで生
活習慣の改善が始まります。こ
の段階ではほとんどの場合、自
覚症状がありません。健診を受
けて初めて数値が高いことに気
づいた人もたくさんいます。

早期に生活習慣の改善や治療
を始めることで、心筋梗塞や脳
卒中などの発症を予防すること
ができます。早ければ早いほど
少しの改善で大きな効果が得ら
れます。今、自分の身体がどの
ような状態なのかを知り、健康
的な生活を送るためにも、健診
を受けることをお勧めします

特定健康診断結果



総合健診の予約受付を開始します

5月から各地区公民館で総合健診が始まります。総合健診の対象者には3月末に予約案内通知を送付します。

● 申込方法 予約案内通知に同封しているはがきでお申し込みください

● 申込期限 4月11日(水)
● 申し込み・問い合わせ 健康対策係

093(293)1234

※特定健診の個別健診は6月〜平成25年2月に指定医療機関で行う予定です。電話での申し込みが必要になります。詳しい内容は広報おんが5月10日号に掲載します。

公共下水道の 供用（処理）が始まります

公共下水道の一部供用が始まります。今回開始する地域の図面の縦覧を行いますので、あなたの自宅が対象区域に入っているかご確認ください。

●供用（処理）開始日 3月31日（土） ●供用開始区域

- ▽大字今古賀の一部地域
- ▽大字広渡の一部地域
- ▽広渡一丁目の一部地域
- ▽遠賀川一・二・三丁目の一部地域
- ▽松の本三・七丁目の一部地域
- ▽旧停二丁目の一部地域

※左図の色付部分です。

●縦覧期間 3月26日（月）～4月16日（月）午前8時30分～午後5時15分

※土曜・日曜日は除きます。

●縦覧場所 環境課窓口

●問い合わせ 下水道工務係

■接続工事

供用開始日から3年以内（平成27年3月31日まで）に、次の工事を行う必要があります。

- ▽トイレの水洗化やお風呂・台所などの生活排水を下水道樹に接続する工事
- ▽個人で浄化槽を設置している場合は、浄化槽から下水道樹への接続替え工事

※水洗便所等改造資金の融資あり
つせん・利子補給制度がありますので、ご活用ください。

●工事は？

排水設備工事は、遠賀町指定の下水道排水設備指定工事店で行うことができます。

指定工事店は、環境課窓口または遠賀町ホームページ「くらしのアラカルト」(下水道)でご確認ください。

※下水道排水設備指定工事店は、排水設備工事を行うとき、「排水設備新設等計画確認申請書」の提出が必要です。

■下水道使用料

下水道使用料は、均等割額と汚水量ごとの料金を合計した金額になります。

▽均等割額（消費税別）

1月あたり500円

▽汚水量ごとの料金（消費税別）

1㎡あたり116円

※汚水量は、各家庭での水道水の使用量を汚水量として算出します。

●請求は？

下水道使用料は水道料金と一緒に請求します。

※井戸水のみを使用している家庭は、別の方法で算出した下水道使用料を請求します。

■公共下水道事業受益者負担金

供用開始区域の土地所有者には、平成24年度に公共下水道事業受益者負担金（負担金）が賦課されます。

●負担金とは？

負担金は、下水道施設の整備に伴い、土地所有者の皆さんから工事費の一部を負担していただくもので、事業を推進していくために必要な財源になります。

●負担金の額は？

負担金は所有する土地一筆ごとに、1㎡あたり500円を乗じて算出した額の合計になります。なお、負担金は下水道をすぐに使用しない場合でも、納める必要があります。

●土地の名義が変わった場合は？
負担金がかかるのは、一度限りです。納入後は名義が変わっても、新たに負担金がかかることはありません。

■負担金の徴収猶予と減免

負担金の賦課対象の土地が農地などの場合は、申請をすると負担金の徴収の猶予を受けることができます。また、墓地・境内地などの場合も、負担金の全部もしくは一部の減免を受けることができます。

■手続き

受益者は申告によって決定します。
▽5月上旬





平成24年4月1日現在における供用開始区域の土地所有者に申告書を送付

▽5月末まで

受益者は内容を確認後、申告書を環境課へ提出

▽7月上旬

町が申告内容に基づいて負担金を賦課し、納付書を送付

■納付方法

負担金の納付方法は、次の3種類あり、報奨金や納期がそれぞれ異なります。

全期一括納付(1回払い)

負担金(20期分)を最初に納付する年度の第1期に一括して全額支払う方法です。

※負担金の20%が報奨金として差し引かれます。

年度一括納付(5回払い)

負担金(20期)を5年間に分けて、各年度の第1期に1年分を一括して支払う方法です。

※負担金の10%が報奨金として差し引かれます。

分割納付(20回払い)

負担金を5年間で、1年に付き4回に分けて支払う方法です。

●問い合わせ

▽下水道工事に関すること

下水道工務係

▽負担金・使用料に関すること
下水道管理係

☎093(293)1234

遠賀町職員の給与を公表します

遠賀町職員の給与は、遠賀町議会で給与条例や予算の審議などを行い適正に支給されています。町では、住民の皆さんのご理解をいただくため、職員の給与や定員管理の状況を公表しています。

●問い合わせ 人事部

1. 初任給 (平成23年4月1日現在)

		遠賀町	遠賀郡内平均	国
一般行政職	大学卒	172,200円	171,124円	172,200円
	高校卒	144,500円	143,597円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	136,343円	

※一般行政職とは、行政職のうち税務職と保健師職の職員を除いたものです。

2. 平均給料月額と平均年齢 (平成23年4月1日現在)

	一般行政職		技能労務職	
	遠賀町	国	遠賀町	国
平均給料月額	323,897円	327,205円	337,650円	283,862円
平均年齢	41.0歳	42.3歳	48.1歳	49.5歳

※平成23年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

3. 期末・勤勉手当 (平成23年度)

	遠賀町		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.675月分	1.225月分	0.675月分
12月期	1.375月分	0.675月分	1.375月分	0.675月分
計	2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
加算措置	有		有	

4. 退職手当 (平成23年度)

	遠賀町		国	
	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分

5. 経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成23年4月1日現在)

		経験年数		
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	301,800円	339,900円	379,600円
	高校卒	262,000円	302,100円	320,300円
技能労務職	短大卒	該当者なし	該当者なし	301,900円

※平成23年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

※経験年数とは、採用後の勤務年数ですが、採用前に民間などで勤務した経歴がある場合はその期間を換算し、勤務年数に加算します。

6. 一般行政職の級別職員数 (平成23年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 主事補	主任	主査	係長 企画主査	課長 課長補佐	課長	
職員数(人)	10	5	43	28	4	7	97
構成比(%)	10.3	5.2	44.3	28.9	4.1	7.2	100.0

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

10. 職員手当 (普通会計22年度決算額)		
	総支給額 (千円)	内容(月額)
扶養手当	13,232	配偶者13,000円 その他6,500円
住居手当	9,464	持家4,500円 借家27,000円限度
通勤手当	4,897	交通機関利用55,000円限度

11. 特別職職員の報酬などの状況 (平成23年度)			
		報酬等月額	期末手当
給料	町長	775,000円	6月期1.225月分 12月期1.375月分 計2.60月分 (20%の加算有)
	副町長	627,000円	
報酬	議長	346,000円	
	副議長	291,000円	
	常任委員長	281,000円	
	議会運営委員長	281,000円	
	議員	272,000円	

12. 定員管理・適正化計画の目標と実績数 (各年4月1日現在)							
	区分	年度					
		20年	21年	22年	23年	24年	計
目標 計画 (人)	減員	5	3	6	3	4	21
	増員	1	3	2	3	3	12
	差引増減数	△4	0	△4	0	△1	△9
	職員数	122	122	118	118	117	-
実績 (人)	増減数	△5	1	△2	0	-	-
	職員数	121	122	120	120	-	-

※計画期間は、平成20年から24年までの5年間で、職員数は、退職者・派遣職員・出向職員・常勤再任用職員・嘱託職員を含み、教育長および臨時的任用職員を除きます。

7. 部門別職員数 (各年4月1日現在)				
		職員数(人)		対前年 増減数(人)
		平成22年	平成23年	
一般行政部門	議会	3	3	0
	総務企画	30	30	0
	税務	10	10	0
	民生	12	13	1
	衛生	8	8	0
	農林水産	6	6	0
	土木	16	16	0
	小計	85	86	1
特別行政部門	教育	20	19	△1
普通会計 計		105	105	0
公営企業等部門	国民健康保険	2	2	0
	後期高齢	1	1	0
	介護保健	3	3	0
	下水道	8	8	0
	小計	14	14	0
合計		119	119	0

※職員数は、退職者・派遣職員・教育長を含んだ一般職職員数で、嘱託・臨時・非常勤職員を除きます。

8. 普通会計人件費決算額			
	歳出額(千円) A	人件費(千円) B	人件費率 B/A(%)
平成20年度	5,526,550	975,835	17.7
平成21年度	5,923,180	1,168,982	19.7
平成22年度	6,824,743	1,028,261	15.1

※平成23年地方財政状況調査に基づくものです。

※人件費には町長や議員などの特別職職員(非常勤含む)に支給される給料または報酬、一般職職員に支給される給料や諸手当のほか、共済組合負担金、社会保険料などが含まれています。

※普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、遠賀霊園特別会計、学校給食特別会計、地域下水道特別会計および土地取得特別会計を合計したものです。

9. 一般職職員給与費 (平成23年度一般会計当初予算)					
職員数 (人) A	給与費(千円)				1人当たり 給与費(千円) B/A
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
107人	414,887	53,825	146,791	615,503	5,752

※職員手当には、退職手当・子ども手当を含みません。

**今後も職員定数の適正な管理を行い、
人件費の抑制に努めます。**

2012.3.25.Mar.

Public News

くらしの情報

Public News

■遠賀町役場

☎ 093 (293) 1234
FAX 093 (293) 0806

■遠賀町中央公民館

☎ 093 (293) 1355
FAX 093 (293) 5533

■遠賀コミュニティーセンター

☎ 093 (293) 6525
FAX 093 (293) 7057

■遠賀体育センター

☎ 093 (293) 5434

■遠賀町立図書館

☎ 093 (293) 9090
FAX 093 (293) 9091

■ふれあいの里センター

☎ 093 (293) 2030
FAX 093 (293) 8506

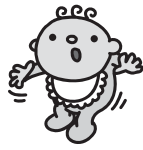
遠賀町ホームページ

<http://www.town.onga.lg.jp/>

健診・子育て

4か月児健康診査

子どもの健やかな健康を確認するため、定期的に健診を受けましょう。



- とき 4月12日(木)
- 受付 午後1時～1時10分
- ところ 遠賀コミュニティーセンター
- 対象 平成23年11月1日から12月31日までに生まれた乳児

●内容 身体計測、医師による診察、保健師・栄養士による健康相談、離乳食集団指導
※当日はお母さんの歯科健診も行います。

●費用 無料

- 持ってくるもの 母子健康手帳、健康診査票、お母さんの歯科健診票、アンケート、バスタオル
- 問い合わせ 健康対策係

ぐっぴいデビューの日

「ぐっぴい」を利用したこのない人を対象に「デビューの日」を開催します。「ぐっぴい」に行ってみたくいけど、なかなか一歩が踏み出せないという人は、気軽に遊びに来てください。



- とき 4月18日(水) 午後1時～3時
- ところ 地域子育て支援ひろば「ぐっぴい」ふれあいの里センター(内)

●対象 0歳から就学前の幼児とその保護者

●費用 無料

- 問い合わせ 遠賀町ふれあいの里「ぐっぴい」室

☎ 093 (293) 1919

※水・木・金曜日のみです。

試験・募集

運動教室に参加しませんか

みんなで楽しく運動を始めませんか。遠賀町内に在住の人はだれでも参加できます。気軽にご参加ください。

【リフレッシュ教室】

体脂肪を燃やし、肥満など生活習慣病の予防を目的とした教室です。エアロビクスや筋力アップなどの運動を行います。

【悠遊ひろば】

転倒予防や元気に歩ける体づくりを目的とし、年齢とともに衰えがちな体力・筋力などの向上を図る教室です。高齢者や体力に自信のない人向きで、ゆつくりとしたペースの運動を行います。

- とき 午前10時～11時30分
- 受付 午前9時30分～10時
- リフレッシュ教室 毎月第1金曜・第3水曜日 第7月から9月までは、第1・3木曜日です。
- 悠遊ひろば 第2木曜・第4水曜日 第7月から9月までは、第2・第4木曜日です。
- ところ 遠賀町武道場
- ※7月から9月は遠賀コミュニティーセンターで行います。
- 費用 一回100円
- 持ってくるもの 運動のできる服、室内用運動靴、タオル、飲み物など
- その他 直接会場に来てください
- 問い合わせ 健康対策係



家を売りたい、査定を依頼したい・・・

～そんな時は、岡垣にて開業33年の吉田住建にご相談下さい (*^_^*)

当社では、岡垣・遠賀を中心に不動産売買に力を入れています。スタッフ全員が宅建主任者(国家資格)です! 安心してご相談下さい。

ご相談 査定 は **無料** です

二級建築士も2名在籍しております。建築に関するご相談もお気軽にどうぞ。

不動産に関する事ならなんでもご相談下さい。

一般建築 不動産 **吉田住建**

岡垣町海老津駅前12-8
☎283-2042

※有料広告の内容は、直接広告主にお問い合わせください。

有料広告欄

田んぼで遊ぶ。いのちを学ぶ。
おんが自然体験楽校
生徒募集

食や自然環境のつながりを五感で感じてみませんか。有機無農薬栽培を30年以上続けてきた筋田農園を主な舞台として、年5回の親子イベントを開催します。

●開催日・内容

▽4月14日(土)・野の花探し
&野草クッキング

▽6月2日(土)・泥んこ田植え

▽8月5日(日)・生き物探し

▽9月30日(日)・わくわく稲刈り

▽12月9日(日)・お楽しみ餅つき

※開始時間や費用などは各回で異なります。詳しい内容はホームページをご覧ください。

●定員 先着30家族

●申込方法 メールでお申し込み

くらしの情報

volunteer fireman

町を守るために、あなたの力が必要です
消防団員募集

消防団は、遠賀町に住んでいる人や働いている人たちによって構成されています。

消防団員は、消防署に勤務する消防職員(常勤の地方公務員)とは異なり、日常は仕事を持ちながら火災や災害発生時に、自宅や職場から災害現場へ駆けつける非常勤特別職の地方公務員です。遠賀町消防団では、男女を問わず団員を募集しています。気軽にお問い合わせください。

●対象 遠賀町内に在住・在勤で18才以上の人

●申し込み・問い合わせ 庶務係
☎093(293)1234

みくたやん(sujita@mail.plala.or.jp)
●申し込み・問い合わせ
おんが田んぼの楽校の会ホームページ
<http://kerox2.com/>

相談

人権に関する悩みはありませんか

4月からの「人権相談」は、毎月ふれあいの里センターで行われている「心配ごと相談」と同時に開催します。皆さんの身近な悩みごとなど、相談に応じ解決の糸口を探るお手伝いをします。

●とき 毎月第2木曜日

午後1時～4時

【受付】午後0時30分～3時30分

※6・9・12・3月は特設人権相談を行います。

お知らせアラカルト

小学校新1年生に「子ども医療証」を郵送します

小学1年から6年生までの子どもが医療機関に入院した場合、健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額を町が全額助成します。新規に対象となる小学校新1年生のいる世帯へ子ども医療証を3月中に郵送します。

●対象 遠賀町内に在住で、健康保険に加入している小学校新1年生

●助成額 4月以降に健康保険の診療対象となる入院医療費の自己負担相当額

※入院中の食事代や個室代など、健康保険の適用外の費用は助成の対象になりません。

●問い合わせ 国保年金係

ポリオ予防接種を実施します

ポリオ生ワクチン経口服用の集団予防接種を実施します。ほかの予防接種との間隔などに注意して、計画的に接種しましょう。

●とき 4月6日(金)

【受付】午後1時10分～1時30分

●ところ 遠賀コミュニケーション

センター

●対象 生後3か月から90か月未満の乳幼児

●接種方法 41日以上の間隔を空けて2回服用

※次回は5月31日(木)を予定しています。

●持ってくるもの 母子健康手帳・予防接種予診票(会場にも準備)

●その他 熱や下痢があったり、重い急性疾患にかかったりしている人などは、一定期間を過ぎるまで接種できませんので、気になることがある場合は、主治医と相談してください。

※生後3か月から5か月の乳児で、BCGをまだ受けていない人は、なるべくBCGを優先させましょう。

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

●問い合わせ 健康対策係

おんが病院

女性特有の検診も行っています

レディースドック

乳がん・子宮がん・骨粗しょう病検査
その他各種検診を行っています

ホームページ <http://www.onga-hp.jp/>

診療科

内科、外科、消化器内科、循環器内科、救急科、整形外科、リウマチ科、糖尿病内科、小児科、放射線科、麻酔科、呼吸器内科

受付時間

月～金 8:30～11:30
但し、急患はこの限りではありません。
救急総合診療科が対応いたします。

休診日

土曜日、日曜日、祝日

救急告示病院



遠賀郡遠賀町
大字尾崎1725-2
(093) 281-3810

有料広告欄

※有料広告の内容は、直接広告主にお問い合わせください。

タクシীর初乗り料金を補助します

重度障害者が利用するタクシীর初乗り料金を補助します。受付開始は3月28日(水)からです。

●対象

遠賀町内に在住し、前年の町民税非課税の人で、次のいずれかに該当する在宅の重度障害者

▽身体障害者手帳の一級、または二級の交付を受けている人

▽療育手帳「A」の交付を受けている人

▽精神障害者保健福祉手帳の一級、または二級の交付を受けている人

▽特定疾患医療受給者証を持っている人

●内容

4月から平成25年3月までの1年分として利用券を24枚交付(人工透析を受けている人は72枚交付)

※利用券1枚につき、初乗り料金を補助

●持ってくるもの

▽印鑑

▽次のうちいずれか

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証

●その他

有効期限が切れた利用券は必ず返却してください

●申し込み・問い合わせ

高年齢・障害者係(4月以降は福祉係)

ふれあいの里の音響・映像設備が使いやすくなりました

(財)自治総合センターから宝くじの助成金を受け、

ふれあいの里の音響や映像設備を整備しました。デジタル化に対応したことで音質や画質がよくなり、より聞き取りやすく、見やすく、また操作も簡単になっています。ふれあいの里での交流や活動の促進を図るため、今後さまざまな事業や講座などに活用していきます。



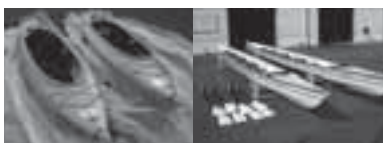
●問い合わせ

民生児童係(4月以降は福祉係へ)

ナックル艇とカヌーを購入しました

(財)自治総合センターから宝くじの助成金を受け、ナックル艇とカヌーを購入しました。

グラスファイバー製の軽いナックル艇と二人乗りのカヌーは、これまでよりも利用しやすくなりました。地域コミュニティ活動の活性化を図るため、今後さまざまな事業・イベントなどに活用していきます。



●問い合わせ

スポーツ文化係

あなたの力を発揮してみませんか

遠賀町まちづくり「ボランティア人材バンク」に登録しませんか

遠賀町では、住民と行政による協働のまちづくりを目指し、その一環としてボランティア人材バンクを設置します。町で主催するイベントや講座などにボランティアとして参加しませんか。町の事業に関心のある人の登録をお待ちしています。

●対象

次の条件をすべて満たす人
▽遠賀町内に在住・在勤で、18歳以上の人(高校生は除く)

▽町の事業に関心があり、ボランティアとして活動する意欲のある人または、専門分野において知識や活動実績、資格を有する人

▽原則無償でボランティアに参加できる人

●申込方法

生涯学習課に準備している申込用紙に必要な事項を記入のうえ、提出してください

●申し込み・問い合わせ

※申込用紙は遠賀町ホームページ



夏まつり、観月コンサート、町並みクリーン作戦、福祉まつりなど活動の範囲はさまざまです。

1歳からダウンロードできま。

【ボランティア人材バンクの流れ】
①ボランティア人材バンクに登録する
②事業を主催する担当課から登録者に連絡します。

※日程などの条件があれば事業などに参加してもらいます。

※申込用紙は遠賀町ホームページ

過払金 返還請求
時効になる前に一度ご相談ください
※ご相談は司法書士法第3条に定める訴訟額の範囲に限ります。

お金が戻ってくる!?
借金ご完済の方、ご返済中の方ももしかすると払い過ぎた利息があつて、お金を取り戻せるかもしれません。

遠賀町への出張相談もOK!
ゼロをまわしてマロに行こう!

ご相談は無料です
※手続きをご依頼される場合は費用が発生します。

事前にご予約ください
通話料無料
0120-006-215

司法書士法人 **Mar. 磨法律事務所**
〒803-0818 北九州市小倉北区琴町1-6-1 NSビル6F
TEL093-592-8862
社員 日高 勝男
(福岡県司法書士会所属 認定番号第729043号)
(主たる事務所) 佐賀市駅南本町1番23号

懇切丁寧をモットーにしています

行政書士 中小企業診断士

小川 浩三 事務所

※ 先ずはご相談ください
遠賀町浅木382-4
☎ 093-293-5322

【主たる業務】
離婚問題
相続手続きの代行
任意後見手続き
売り上げアップの経営診断

遺言書の作成支援
内容証明郵便の代理作成
示談書・念書・各種契約書の作成
起業支援

有料広告欄

※有料広告の内容は、直接広告主にお問い合わせください。

コミバスの定期券を販売しています

4月1日からのコミバス路線・時刻などの見直しに合わせて、通勤・通学用の定期券を販売しています。

●申し込み 申込用紙に必要事項を記入のうえ、通勤・通学を証明するもの(勤務証明、学生証など)の写しを添えて、まちづくり課窓口でお申し込みください。

※申込用紙はまちづくり課や住民課窓口、コミバス車内、遠賀町ホームページに用意しています。

●販売場所 遠賀町役場まちづくり課

【定期券の予約もできます】

コミバス車内のお預かりボックスから申し込んだ場合は、事前に定期券を準備します。申請から3日後(土日、祝日除く)にまちづくり課にお越しください。

●その他 申請・受け取りは代理人でも可能ですが、書類に不備がある場合は、お渡しできないことがあります。

※詳しい内容は広報おんがが3月10日号、または折り込み冊子「コミバスナビ」をご覧ください。

●申し込み・問い合わせ 都市計画係

●おんがめしホームページ
http://www.ongameshi.net/
●おんがめしブログ
http://ongameshiblog.yoka-yoka.jp/

●問い合わせ 農業推進係

若年者専修学校等技能習得資金 無利子貸付を行います

●対象 次の条件をすべて満たす人

▽遠賀町内に在住の人またはその子など

▽経済的理由により修業が困難な人(収入基準有)

▽国や地方公共団体などから同種の資金給付もしくは貸与を受けていない人

▽平成24年3月に中学校または高等学校を卒業した人や平成23年度中に高等学校を中退した人

●内容

【修学資金】

▽専修学校(高等・一般課程や修業年限1年以上2年未満の専門課程)に在学する人

【入校支度金】

▽各種学校(修業年限1年以上に在学する人)

▽修学資金の貸与を受けることができる人や平成24年度に専修学校・各種学校の第1学年に進学する人

●費用

▽修学資金(月額)

・専門課程 5万3000円
・その他課程など 3万円

▽入校支度金 10万円

●その他 対象校や対象学科は限られますのでお問い合わせください

※日本学生支援機構などの貸付対象校は貸し付けができません。

●申込期限 4月27日(金)

※5月以降に経済的な理由で就学困難になった場合は、状況

により認められることもありますのでご相談ください。
●申し込み・問い合わせ 協働・人権推進係

遠賀中間休日急病センター 受付時間の変更になります

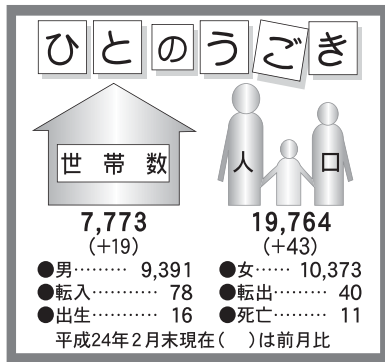
4月1日から日曜・祝日の受付時間が変更になります。

●変更内容

▽変更前 午前9時～午後5時
▽変更後 午前9時～午後4時30分

※電話相談は今までどおり、毎日午後6時から10時まで行います。

●その他 乳幼児の診療を希望する人は、専門外の医師の場合、診療できないことがありますので、事前にお問い合わせください



町の旬の食材を使った 1年間のレシピが完成

●相談・問い合わせ 遠賀中間休日急病センター
☎093(282)9919



遠賀町の食と農に関する情報をたくさん紹介しているウェブサイトを「おんがめし」では、毎日のお食事を考えるためのママのための、町の旬の食材を使った1年間のレシピも公開しています。食生活改善推進員の皆さんが、健康を気づかって作ってくれたレシピです。

一生に一度の成人式
振袖レンタル開始!
2013年予約スタート
振袖一式(バック&草履込) レンタルのみです!
¥84,000
成人式プラン ¥15,750
成人式バック ¥1,000
成人式草履 ¥1,000
成人式小物 ¥1,000
成人式ヘア ¥1,000
成人式メイク ¥1,000
成人式衣装 ¥1,000
成人式小物 ¥1,000
成人式ヘア ¥1,000
成人式メイク ¥1,000
成人式衣装 ¥1,000

いし屋 漢方香草カラー
10種類の生薬から漢方ハーブを配合し、髪にもやさしいカラーリングを可能にしました。
●香草カラー ¥3,675
●香草カラー&カット ¥4,515
●カット ¥1,575
●縮毛矯正 ¥3,450~
●形状記憶コテパーマ ¥3,990~

Grandir
TEL.093-293-7953
3F 遠賀町役場5F 4-12
営業時間: 10:00~18:00 (11:00~18:00)
予約受付時間: 12:00~18:00 (11:00~18:00)
受付時間: 9:00~18:00
※お電話でもご予約可能です。

有料広告欄

課税固定資産の縦覧・閲覧制度があります

【縦覧制度】

「縦覧制度」は、固定資産税の納税者が、自分の固定資産価格（評価額）が適正であるかを確認するための制度です。土地や家屋価格等縦覧帳簿で、自分の固定資産と他の固定資産とを比較することができます。



また、固定資産課税台帳に登録された評価額に関して不服がある場合は、審査の申し出を行うことができます。

●**縦覧期間** 4月2日(月)～5月31日(木) 午前8時30分～午後5時15分

※土日、祝日を除きます。

●**ところ** 税務課窓口

●縦覧対象者

「土地価格等縦覧帳簿」
遠賀町内に所在する土地で、次のいずれかに該当する人

- ▽固定資産税納税者
- ▽納税管理人
- ▽納税者の代理人

「家屋価格等縦覧帳簿」
遠賀町内に所在する家屋で、次のいずれかに該当する人

- ▽固定資産税納税者
- ▽納税管理人
- ▽納税者の代理人

●**費用** 無料
●**持ってくるもの** 運転免許証、納税通知書など本人確認ができるもの

※代理人は委任状が必要です。
※電話での評価額などの問い合わせはできません。

●審査申し出期間

平成24年4月2日または納税

通知書の交付を受けた日から60日以内

※平成24年度の納税通知書は、5月上旬に送付予定です。

【閲覧制度】

「閲覧制度」は、納税義務者が固定資産課税台帳兼名寄帳の課税内容を確認するための制度です。借地人・借家人などの皆さんも借地・借家資産を閲覧できます。

●**閲覧期間** 4月2日(月)～平成25年3月29日(金) 午前8時30分～午後5時15分

※土日、祝日を除きます。

●**ところ** 税務課窓口

●閲覧対象者

- ▽納税義務者や納税管理人
- ▽納税者の代理人
- ▽借地人や借家人
- ▽固定資産処分権利がある人（破産管財人・保全管理人・金融整理管財人など）

●**費用** 1件300円

※縦覧期間中は無料です。

●**持ってくるもの** 本人確認ができるもの（運転免許証、納税通知書など）

※代理人は委任状が必要です。
※借地人や借家人、処分権利のある人が閲覧する場合は、権利を証明できるもの（契約書・選任書など）が必要です。

※電話での評価額などの問い合わせはできません。

●**問い合わせ** 課税係

特別永住者の皆さんへ

特別永住者証明書の

事前交付申請が始まりました

7月9日からの在留管理制度の変更に伴い、特別永住者の皆さんに、新たに交付される「特別永住者証明書」の事前交付申請を受け付けています。

ただし、現在お持ちの「外国人登録証明書」は、次回の確認（切替）申請期間の初日までは「特別永住者証明書」とみなされます。特に希望する人以外は事前交付申請の手続きをする必要はありません。また、永住者、そのほかの中長期在留者の人に交付される「在留カード」の事前交付申請は、入国管理局で受け付けています。

●**対象** 外国人登録している人で、遠賀町が居住地の特別永住者

●**持ってくるもの** 外国人登録証、顔写真1枚、パスポート（持っている人のみ）

※写真は3か月以内に撮影した縦4cm×横3cm、無帽、無背景、正面を向いたものが必要です。ただし、平成24年7月9日時点で16歳未満の人は不要です。

●**申し込み・問い合わせ** 住民係

▽総務省ホームページ「外国人住民に係る住民基本台帳制度のご案内」
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/

▽総務省ホームページ「外国人住民に係る住民基本台帳制度のご案内」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

※「外国人登録制度の変更」の概略は、町のホームページ「くらしのアラカルト」にも掲載しています。

●**交付日** 7月30日(月)から

【詳しく制度や手続きを知りたい人は、次のホームページをご覧ください】

【新しい制度・特別永住者証明書】
▽法務省入国管理局ホームページ「特別永住者の制度が変わります！」
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/

▽新しい在留管理制度がスタート！
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/

▽外国人住民と住民票
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

▽外国人登録制度の変更の概略は、町のホームページ「くらしのアラカルト」にも掲載しています。

●**申し込み・問い合わせ** 住民係

▽総務省ホームページ「外国人住民に係る住民基本台帳制度のご案内」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

※「外国人登録制度の変更」の概略は、町のホームページ「くらしのアラカルト」にも掲載しています。

●**申し込み・問い合わせ** 住民係

くらしの情報

Moving

地域包括支援センターが福祉課に移ります

4月から、福岡県介護保険広域連合遠賀支部にある遠賀町地域包括支援センターが遠賀町役場福祉課に移ります。

地域包括支援センターは、介護や保健・医療・行政サービスなど、高齢者をさまざまな面から総合的に支えるための相談窓口です。高齢者や介護をしている皆さんが、いつまでも住み慣れた地域で、すこやかにいきいきと生活していけるよう支援していきます。

●**相談・問い合わせ** 高齢・障害者係(4月からは高齢者支援係へ)

狂犬病集団予防注射が始まります

●問い合わせ 環境衛生係



狂 犬病は、ウイルスによって広まる動物由来感染症です。犬だけでなく、タヌキやキツネ、アライグマなど、ほとんどのほ乳動物が感染します。どんな動物からでも、飼い犬へウイルスが感染する可能性があります。

日本では、人への感染源の約9割が犬からということで、発

生や蔓延防止のため、狂犬病予防法により、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を犬の所有者に義務づけています。狂犬病は治療が困難なため、人も感染して発症すれば100%死亡する恐ろしい病気です。世界では、毎年約5万人の死者が出ています。発症した場合、県が指定する区域内で交通のしや断や制限、飼い犬の口輪・係留の実施や一斉検診といった対策が取られます。

今年度は、次の日程で集団注射を行います。地区は問いませんので、都合のいい日を選んでご利用ください。なお、集団注射を受けられない場合は、動物病院で注射を受け、証明書を持って役場環境衛生係で、注射済

票の交付を受けてください。

●対象 生後91日を過ぎた犬

●費用
▽注射のみ 3050円
▽登録のみ 3000円
▽注射と登録 6050円

※支払いには、できるだけつり銭がいらぬようにご用意ください。

【注射を受けるときの注意】

①会場には犬を充分取り扱うことのできる大人が来てくださ

い

②会場内でのフンは責任を持って処理してください
※飼い犬の死亡、行方不明、譲渡、所有者の転出や変更などがあった場合は、環境衛生係に届け出てください。

狂犬病予防注射日程表

とき		ところ	
4月5日(木)	午前	9時30分～9時40分 道官公民館	
		9時50分～10時00分 若松区公民館	
		10時10分～10時40分 鬼津区公民館	
		10時50分～11時10分 高瀬第一公園 (緑光苑大公園)	
		11時20分～11時50分 松の本区公民館	
午後		1時30分～1時40分 別府区公民館	
		1時50分～2時50分 田園北・南区公民館	
		3時00分～3時30分 尾崎区公民館	
4月11日(水)	午前	9時30分～9時50分 広渡区公民館	
		10時00分～10時10分 新町区公民館	
		10時20分～10時30分 遠賀川区公民館	
		10時40分～10時50分 今古賀区公民館	
		11時00分～11時30分 木守区公民館	
	午後		1時30分～1時50分 緑ヶ丘区公民館
			2時00分～2時30分 浅木区公民館
			2時40分～3時10分 老良区公民館
4月18日(水)	午前	9時30分～9時50分 東和苑区公民館	
		10時00分～10時10分 上別府区公民館	
		10時20分～10時30分 若葉台区公民館	
		10時40分～11時00分 虫生津区公民館	
		11時10分～11時30分 芙蓉区公民館	
	午後	1時30分～2時30分 遠賀町役場駐車場 (中央公民館前)	

※島津区公民館・旧停区公民館・千代丸地区公民館では行いませんので、都合のよい日を選んで他の会場で接種してください。

咬傷事故

犬にかまれたとき、人をかんだときは

届出が必要ですよ

飼い犬が人をかんだときは、飼い主が宗像・遠賀保健福祉環境事務所に「動物による事故届」を出す必要があります。

犬による被害を受けた人は、まず最寄りの医療機関で治療を受け、宗像・遠賀保健福祉環境事務所に届け出てください。飼い主がわからない場合は、被害にあった時間や状況、犬の種類、毛色、性別、首輪の色、大きさなどの特長を記録してください。夜間や休日に被害にあった場合は、犬が放たれた状態であれば、近くの交番にご連絡ください。

咬傷事故は、犬の所有者が責任を負うべき傷害事件としての裁判事例が増えています。飼い犬の管理は、責任をもって厳重に行いましょう。

●問い合わせ

福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

☎0940(3)66098

平成22年
3月
25日生



小賦菜々子
ちゃん
(旧傳)

2歳のお誕生日おめでとう♥
おしゃべり上手になってきたね。これからもっとたくさんお話ししようね♪

平成21年
3月
22日生



谷口 芽
ちゃん
(松の本)

元気な笑顔のめいたん。3歳のお誕生日おめでとう♥4月から幼稚園でみんなと仲良く楽しくがんばってね。

平成22年
3月
16日生



和田諭太郎
ちゃん
(遠賀川)

♥2歳のお誕生日おめでとう♥
だっこ大好き甘えんぼ、ゆたぼん。元気に育ってくれてうれしいよ♪

平成23年
3月
15日生



夏村 結愛
ちゃん
(鬼津)

毎日その笑顔で癒してくれてありがとうっ♪これからも元気いっぱい育ててね。ゆあ大好き！Happy Birthday♥

Happy Birthday 募集

このコーナーでは、誕生日を迎える3歳までのお子さんの写真を募集しています。掲載を希望する人は、広報発行日の1か月前までに、まちづくり課(広報担当)にご連絡ください。

平成21年
3月
27日生



三宅 光輝
ちゃん
(今古賀)

3歳のお誕生日おめでとう♥
お姉ちゃんたちと仲良くたくさん遊んで元気に育ってね♪

平成23年
3月
27日生



川野 尊琉
ちゃん
(今古賀)

1歳おめでとう♥いつもタケルの笑顔に癒されているよ♪これからもたくさん笑って元気に育ってね★

平成22年
3月
26日生



中村 珠虹
ちゃん
(鬼津)

2歳のお誕生日おめでとう♥何でも自分でできるお姉ちゃんになりました。可愛いくて毎日が楽しみです！これからも元気ですくすく育ててね♥

エンタランスギャラリーの展示

花もようの「押し花」作品展

● 展示期間 4月4日(水)～25日(水)

● 費用 観覧無料

※各イベントの参加や観覧は無料ですが、入館料が必要です。

● とき 4月5日(木)・12日(木)
午前10時30分～11時30分
▽4月17日(火)・24日(火)
午後1時30分～2時30分

● とき 高齢者も気軽に参加できる体操教室です。運動のできる服装で来てください。

一井久美子・洲上香先生のリズム体操教室

● とき 4月24日(火) 午前10時50分～11時50分

● 出演 老良聖峰会、鳴物川の会、緑の会、あじさいカラオケ教室

● 対象 高校生以上の人

● 費用 1500円

● 申込期間 3月25日(日)～4月3日(火)

芸能訪問

舞踊や歌謡ステージでお楽しみください。

● とき 4月15日(日) 午前10時～正午

● 対象 高校生以上の人

● 費用 1500円

● 申込期間 3月25日(日)～4月3日(火)

ふれあい館 日曜教室 パン教室(パン工房)

パンづくりを体験してみませんか。食卓に焼き立てパンを並べましょう。

● とき 4月15日(日) 午前10時～午後1時

● 対象 高校生以上の人

● 内容 クランベリークツペ、ハムロール

● 定員 先着11人

● 費用 1500円

● 申込期限 3月25日(日)～4月3日(火)

遠賀町ふれあいの里

● 申し込み・問い合わせ ふれあいの里センター

※毎週月曜日は休館日です。

ふれあい館 日曜教室 そば教室(めん工房)

手打ちそばづくりを体験してみませんか。

● とき 4月15日(日) 午前10時～正午

● 対象 高校生以上の人

● 費用 1500円

● 申込期間 3月25日(日)～4月3日(火)

共に生きる 社会に向けて

みんなで築こう 人権の世紀

この広報紙は環境などに配慮し、再生紙を使用しています。

桜の花が彩る季節になりました。桜は先の震災で甚大な被害を受けた宮城県東松島市の市花でもあります。昨年募集した「メッセージ・ツリーさくら」には、皆さんからの温かい思いがたくさん寄せられ、美しい桜の樹になりました。早期復興と東北の皆さんの希望につながることを願って、無事に東松島市へ贈ることができました。

世の中の価値観が多様化する現代では、自分の人権だけでなく、他者の人権を尊重し、配慮することは大変なことかもしれません。時に人は心ない言動で相手を傷つけることもあり、その時、自分がどう行動すればよいのか。相手を思いやり、誠意を持って対応することを心がけ、普段からの自分自身の行動を振り返ってみることも重要なことです。

町では「すべての人が人権を享有し、だれもが互いの人権を尊重する社会を構築することを目指す」と指し、偏見や差別のない誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進しています。

桜の季節。被災地へ思いを寄せる優しさや温もりを今後も持ち続けていきたいと思えます。

● 問い合わせ 協働・人権推進係